

「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」の主な変更点及び  
それを踏まえた「岡山県人権政策推進指針」骨子の方向性案

資料No.6-3

(1) 「ビジネスと人権」について

該当章	第2章
該当項目	2 国際的潮流の動向
有識者検討会における提言	<p>【経緯】（国基本計画より抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本来、人権を保護するのは国家の責務であるが、国際的な巨大企業の出現等に伴い、企業活動が社会や人権に与える影響について関心が高まり、<u>企業活動における人権の尊重を求める声が高まる中、平成23（2011）年に国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持された。</u></li> <li>・我が国では、<u>この指導原則が政策に反映され、企業活動における人権尊重の促進を図ることを目的として、令和2年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」が策定された。</u>さらに、経済協力開発機構（OECD）による「<u>多国籍企業行動指針</u>」の2011年改訂、国際労働機関（ILO）による「<u>多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言</u>」の2017年改定に際して、<u>企業の人権尊重責任が盛り込まれたことも踏まえ、これらの国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組を更に促進すべく、令和4年9月、政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定した。</u>（抜粋終了）</li> </ul> <p>・「ビジネスと人権」の議論においては、指導原則が、<u>企業と人権との関係を「人権を保護する国家義務」、「人権を尊重する企業の責任」及び「救済へのアクセス」の三つの柱に分類し、それぞれの観点での取組を実施することを求めている。</u>今後は、<u>人権尊重の責任を果たす各企業が、「人権とは何か」ということへの認識が深められる人権教育・啓発を推進する必要がある。</u></p> <p>・<u>現行の基本計画では特に言及されていないが、「ビジネスと人権」の議論の中で、企業等にも人権尊重の責任があるとされていることを踏まえると、基本計画を見直す際には、企業等の経営者・幹部等を含め、社会に影響力のある立場の人々に対する人権研修を実施する必要性について言及することが期待される。</u></p>
計画の変更内容	「ビジネスと人権」に関する記載を追加
指針骨子の方向性（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨子での位置付けは行わない。</li> <li>・素案で、国等の取組についての記載を検討する。</li> </ul>

**「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」の主な変更点及び  
それを踏まえた「岡山県人権政策推進指針」骨子の方向性案**

(2) 「インターネット上の人権侵害」の位置づけ

該当章	第5章
該当項目	2 各人権課題に対する取組
有識者検討会における提言	<p>・<u>インターネット上の人権侵害は、その手段としてインターネットが利用され、誹謗中傷やプライバシー侵害といった誰もが被害者となり得る事案が存在する一方で、外国人やアイヌ民族など特定の属性の被害者に対する人権侵害として、ヘイトスピーチ等の差別的言動が問題となっている。このほか、インターネット上のいじめやリベンジポルノ、特定の地域を同和地区と指摘する情報の問題もある。これらは、複数の個別の人権課題に横断的にまたがる問題であるという点で、基本計画に掲げられている他の課題とは異なる特質を有している。そのため、基本計画を見直すに当たっては、インターネット上の人権侵害の位置づけについて検討する必要がある。</u></p> <p>・基本計画を見直す場合は、<u>その総論部分にインターネット上の人権侵害に関する問題状況とそれを踏まえた対応について言及した上で、関連する個別の人権課題の中でもインターネット上の人権侵害について触れる、という方法論が提示された一方で、令和4年度に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」において、半数以上の回答者が、関心のある人権課題として「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」を挙げているという現状を踏まえると、<u>現行の基本計画のとおり、インターネット上の人権侵害を個別の人権課題として維持しつつ、関連する別の人権課題に関する記載の中でもインターネット上の問題について取り上げるという方法が望ましいとの意見も出された。</u></u></p> <p>・いずれにしても、インターネット上の人権侵害が複数の個別の人権課題に関わる課題横断的な問題であることを踏まえ、基本計画を見直す際には、<u>それぞれの問題状況を踏まえた人権教育・啓発の在り方を示すことが重要である。</u></p>
計画の変更内容	・課題横断的な人権課題に対する取組として位置づけを整理
指針骨子の方向性（案）	・国の第二次計画を踏まえ、「課題横断的な人権課題」として「インターネット上の人権侵害」と記載 ・各人権課題からは削除

**「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」の主な変更点及び  
それを踏まえた「岡山県人権政策推進指針」骨子の方向性案**

**(3) 「ヘイトスピーチ」及び「性的マイノリティ」について**

該当章	第5章
該当項目	2 各人権課題に対する取組
有識者検討会における提言	<p>・ヘイトスピーチについては、現行の基本計画の中で言及されていないが、<u>ヘイトスピーチ解消法が成立し、社会的にも関心の高い人権問題であることを考慮すると、基本計画を見直す際には、これに言及することが必要であると思われる。</u></p> <p>・その方法については、様々に考えられるところであるが、例えば<u>総論部分においてヘイトスピーチの問題状況とそれを踏まえた対応に言及しつつ、外国人及びアイヌ民族に関する記載の中でも、偏見・差別に基づくヘイトスピーチ解消に向けた人権教育・啓発の施策を示す、</u>という方法もあり得ると思われる。</p> <p>また、例えば障害のある人や性的マイノリティなど、人権侵害を受けやすい脆弱な人々に対する不当な差別的言動も社会的には問題となっている現状に鑑みれば、関連する個別の人権課題の中で、そうした不当な差別的言動を解消するための人権教育・啓発の在り方について記載するといった対応も考えられる。</p>
計画の変更内容	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」、「性的マイノリティの人々」を個別の人権課題に追加
指針骨子の方向性（案）	<p>・「ヘイトスピーチ」については、骨子での位置付けはしない。（「外国人」の「人権意識の啓発と相互理解の促進」において記載済）</p> <p>・「性的マイノリティ」については、2次指針より項目を設けている。なお、項目名は「多様な性」から国第二次計画に合わせ「性的マイノリティの人々」に変更する。</p>

**(4) 「ハンセン病患者・元患者及びその家族」について**

該当章	第5章
該当項目	2 各人権課題に対する取組
有識者検討会における提言	<p>・基本計画において個別の人権課題として何を掲げるかについては、別途検討される必要があるが、現行基本計画や啓発活動強調事項に掲げられている人権課題の中には、例えば「子ども」や「女性」、「障害者」など、所管府省庁において、有識者検討会や当事者・関係者のヒアリング等を経て、総合的な施策の計画等が策定され、その中に、教育・啓発の方向性が示されているものがある。このように既に計画等が策定されている人権課題については、<u>そこで示された教育・啓発に関する理念や方向性を尊重し、基本計画の中にも取り入れていくべきである。</u></p> <p>・他方で、「<u>部落差別（同和問題）</u>」、「<u>ハンセン病患者・元患者等</u>」のほか、本検討会においても議論した「<u>ヘイトスピーチ</u>」の問題に関しては、現状において、<u>人権教育・啓発に関する理念や方向性を示した計画等が存在していない。</u>そのため、今後基本計画を見直す際に、これらの人権課題に個別に言及するとの方針になった場合には、それぞれの問題状況に応じた<u>人権教育・啓発の方向性について、具体的に検討し、基本計画の中に記載していく必要がある。</u></p>
計画の変更内容	「感染症の患者等」から「ハンセン病患者・元患者及びその家族」を独立
指針骨子の方向性（案）	<p>・「ハンセン病患者・元患者及びその家族」については、3次指針より項目を設けている。なお、項目名は「ハンセン病問題」から、国第二次計画に合わせ「ハンセン病患者・元患者及びその家族」に変更する。</p>